

九州大学科目等履修生等規則

平成16年度九大規則第91号
施行：平成16年4月1日
最終改正：令和5年3月28日
(令和4年度九大規則第44号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号。以下「学部通則」という。）及び九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「大学院通則」という。）の相当規定に基づき、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、専修生及び特別研究学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(科目等履修生)

第2条 学部の科目等履修生として入学を志願することができる者は、学部通則第8条第1項各号のいずれかに該当する者のうちから学部において定める。

2 学府の科目等履修生として入学を志願することができる者は、大学院通則第10条第1項各号及び第12条第1項各号のいずれかに該当する者のうちから学府において定める。

3 前項に定める者のほか、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）第6条に基づき九州大学（以下「本学」という。）と協定を結ぶ大学の連携法曹基礎課程の学生については、法科大学院の定めるところにより、法科大学院の科目等履修生として入学を志願することができる。

4 科目等履修生として、入学を志願する者は、願書に履歴書を添えて学部長又は学府長に提出しなければならない。

5 科目等履修生が履修することができる授業科目は、一又は複数の授業科目について、学部又は学府において定める。

6 科目等履修生の入学については、学期又は学年ごとに、学部長又は学府長が、教授会の議を経て、許可する。

7 科目等履修生に対しては、学部又は学府の定めるところにより、履修した授業科目について、試験により単位を与えることができる。

8 科目等履修生が本学の規定に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、学部長又は学府長は、教授会の議を経てこれを除名する。

(聴講生)

第3条 学部、学府又は基幹教育院の聴講生として聴講を志願することができる者は、学部、学府又は基幹教育院でそれぞれ定める資格のある者に限る。ただし、官公庁、事業主又は外国政府の委託があるときは、この限りでない。

2 聴講生として、聴講を志願する者は、願書に履歴書を添えて学部長、学府長又は基幹教育院長に提出しなければならない。

3 聴講については、学生の履修に妨げのない場合に限り、学期又は学年ごとに、学部長、学府長又は基幹教育院長が、教授会の議を経て、許可する。

4 聴講生に対しては、単位の認定を行わない。ただし、学部長、学府長又は基幹教育院長が、特に認めるときは、この限りでない。

5 聴講生が本学の規定に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、学部長、学府長又は基幹教育院長は、教授会の議を経てこれを除名する。

(特別聴講学生)

第4条 学部の特別聴講学生として聴講させる場合の他の大学又は外国の大学との協議及び許可の方法その他授業科目の履修等については、学部長が、教授会の議を経て定める。

2 学府の特別聴講学生として聴講させる場合の他の大学院又は外国の大学院との協議及び許可の方法その他授業科目の履修等については、学府長が、教授会の議を経て定める。

- 3 基幹教育院の特別聴講学生として聴講させる場合（基幹教育科目及び大学院基幹教育科目の授業科目を聴講する場合に限る。）の他の大学若しくは外国の大学又は他の大学院若しくは外国の大学院との協議及び許可の方法その他授業科目の履修等については、基幹教育院長が、教授会の議を経て定める。
- 4 留学生センターの特別聴講学生として聴講させる場合（外国人短期留学コースの授業科目を聴講する場合に限る。）の他の大学又は外国の大学との協議及び許可の方法その他授業科目の履修等については、留学生センター長が、留学生センター委員会の議を経て定める。
- 5 特別聴講学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、学部長、学府長、基幹教育院長又は留学生センター長は、教授会又は留学生センター委員会の議を経てこれを除名する。

（研究生）

第5条 学部又は学府のほか、言語文化研究院、基幹教育院、附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、情報基盤研究開発センター又は学内共同教育研究センターにおいて特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該部局等の教育研究上支障がない場合に限り、研究生を受入れることができる。

- 2 研究生として入学することのできる者は、学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認める者のうちから学部若しくは学府又は前項に規定する部局等において定める。
- 3 研究生として入学することのできる時期は、毎学期の始めとする。ただし、受入部局等において特別の事情があると認めるときは、この限りではない。
- 4 研究生として入学を志願する者は、願書に研究事項を記入し、履歴書を添えて、受入部局の長に願い出なければならない。
- 5 受入部局の長は、教授会又は運営委員会等（以下「教授会等」という。）の議を経て、受入れを許可し、及び指導教員を定めるものとする。
- 6 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、研究生が研究上の必要による研究期間の延長を受入部局の長に願い出たときは、当該部局の長は、1年ごとにこれを許可することができる。
- 7 受入部局の長は、研究生の申請により、研究証明書を与えることができる。
- 8 研究生が退学しようとするときは、指導教員を経て、受入部局の長に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 9 授業料納付の義務を怠る者又は研究生として不相当と認められる者については、受入部局の長は教授会等の議を経てこれを除籍する。
- 10 研究生が他の業務に従事しようとするときは、受入部局の長の許可を受けなければならない。

（専修生）

第6条 専修生として入学を志願できる者は、高等専門学校若しくは教養課程を卒業若しくは修了した者又はこれと同等以上の学力があり、かつ、学部において相当と認められた者とする。

- 2 専修生として入学を志願する者は、願書に研究事項を記載し、履歴書を添えて学部長に提出しなければならない。
- 3 学部長は、教授会の議を経て、受入れを許可し、及び指導教員を定めるものとする。
- 4 専修生の入学は、毎学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。
- 5 専修生の研究期間は、1年とする。ただし、その研究を継続しようとするときは、その理由を付し、学部長に願い出なければならない。
- 6 学部長は、教授会の議を経て、研究期間の延長を許可することができる。
- 7 専修生が他の業務に従事しようとするときは、学部長の許可を受けなければならない。
- 8 専修生で相当の成績を示した者については、学部長は、教授会の議を経て、証明書を付与することができる。

9 専修生が退学しようとするときは、学部長に願い出なければならない。

10 専修生として不適当と認められる者については、学部長は、教授会の議を経て、これを除名する。

(特別研究学生)

第7条 学府又は研究所等の特別研究学生として研究指導を受けさせる場合の他の大学院又は外国の大学院との協議及び許可の方法その他研究指導等については、学府長又は研究所等の長が、教授会の議を経て定める。ただし、学府の修士課程の学生に相当する者については認める場合には、当該研究指導の期間については、1年を超えないものとする。

2 特別研究学生が本学の規定に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、学府長又は研究所等の長は、教授会の議を経てこれを除名する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第28号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第121号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第71号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第54号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第95号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規則第122号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規則第142号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第110号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第65号)

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規則第35号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規則第26号)

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大規則第44号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。